

脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方(案)

各項目の実施主体

項目	実施主体
<u>1. 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の基本的な考え方</u> <u>(1) 2050 年及び 2030 年に目指すべき住宅・建築物の姿</u> <u>(2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めるに当たって)</u> <u>(1) -2) 国や地方自治体等の公的機関による率先した取組</u> <ul style="list-style-type: none">・ 国や地方自治体等の公的機関が建築主・管理者となる住宅・建築物における徹底した省エネ対策や創エネ対策再生可能エネルギー導入拡大の率先した取組の推進・ 国と地方自治体等とが連携・協力し、積極的な取組を展開する地方自治体等の取組を支援・横展開	環境省 中心に關係省庁
<u>(2) -3) 国民等・事業者の意識変革・行動変容の必要性</u> <ul style="list-style-type: none">・ 地球温暖化対策やとしての省エネ対策や再生可能エネルギー・脱炭素電力の活用等の必要性や負担、何をすべきかに関する国民への周知・ 住宅・建築物分野における省エネ対策の徹底や再生可能エネルギーの活用等の取組の必要性や具体的な取組内容のに関する事業者を含む国民への周知・ 住宅におけるZEH等の省エネ住宅の環境・省エネ面、快適性・健康面、経済面等のメリット・効果等及び省エネ性能の高い住宅を使いこなす住まい方の周知・普及、消費者のよりよい選択につながるような情報提供の推進	環境省、経済産業省 国土交通省中心に3省
<u>(4) 国土交通省の役割</u> <ul style="list-style-type: none">・ 脱炭素化は各分野において最優先に推進すべき重要課題の一つであることを踏まえ、住宅・建築行政を所管する国土交通省は当該分野における省エネルギーの徹底、再生可能エネルギー導入拡大に責任を持って主体的に取り組むこと。・ 特に、住宅政策における脱炭素化の取組である省エネ・創エネを組み合わせたZEHの普及拡大について、住宅行政を所管する立場として、最終的な責任を負って取り組むこと。<u>I. 家庭・業務部門</u> (住宅・建築物における省エネ対策の強化) <u>(1) 中・長期的に目指すべき住宅・建築物の姿</u>	国土交通省
<u>2. 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の進め方</u> <u>I. 家庭・業務部門</u> <u>(-1) 住宅・建築物における省エネ対策を強化するに当たっての基本的な考え方</u> <u>進め方</u> <u>(2) (2) 2030 年までの住宅・建築物における省エネ対策強化の進め方</u> <u>(3) -(3) 住宅・建築物における省エネ性能の底上げ(ボトムアップ)の取組</u>	国土交通省

<ul style="list-style-type: none"> ・住宅も含めた省エネ基準適合義務の対象範囲の拡大 ・適合義務化に向けた準備 ・新築に対する支援措置に関する省エネ基準適合の要件化 ・省エネ基準の段階的な引き上げ 	経済産業省(基準関係のみ)
<p>(4) -(4) 住宅・建築物における省エネ性能のボリュームゾーンのレベルアップの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種制度における要求水準を整合させ、誘導基準として明確化 	国土交通省 経済産業省(建築物省エネ法に基づく誘導基準、低炭素建築物の認定基準関係のみ)、環境省(低炭素建築物の認定基準関係のみ)
<ul style="list-style-type: none"> ・新築する庁舎、学校施設、公営住宅等の整備水準の誘導基準への適合及び学校施設や公営住宅等の補助の要件等の見直し ・ZEH、ZEB等に対する支援を継続・充実 	関係省庁 国土交通省中心に3省
<p>・ ZEBの認知度向上のための情報提供の実施</p>	国土交通省中心に3省
<p>(5) 住宅トップランナー制度の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅トップランナー制度への分譲マンションの追加 ・建売戸建住宅、賃貸アパート、分譲マンションに係る住宅トップランナー基準のZEH基準の水準の省エネ性能(注文住宅はBEI=0.75)への引き上げ 	国土交通省 経済産業省(基準関係のみ)
<p>(5) -(6) 誘導目標よりも高い省エネ性能を実現するトップアップの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ZEH+やLCCM住宅など、より高い省エネ性能を実現する取組の促進 ・低層の共同住宅や建築物へのLCCM住宅の展開 ・ZEHの断熱性能を上回る外皮基準をさらに上回る多段階の上位等級として外皮基準の設定に関する普及の取組の公的なホームページなどにおける紹介及び位置づける際の多段階の水準を整理し住宅性能表示制度の検討及び地域の気候・気象要件を踏まえた地方自治体による取組の促進の検討おいてさらなる上位等級として位置付け 	3省(ZEH+は経済産業省、環境省中心、LCCM住宅は国土交通省中心) 国土交通省 国土交通省

(6) 住宅トップランナー制度の充実・強化 ・ 住宅トップランナー制度への分譲マンションの追加 ・ 建売戸建住宅、賃貸アパート、分譲マンションに係る住宅トップランナー基準のZEH基準の水準の省エネ基準(注文住宅はBEI=0.75)への引き上げ	国土交通省 経済産業省(基準関係のみ)
(7) 機器・建材トップランナー制度の強化等による機器・建材の性能向上 ・ 機器・建材トップランナー制度の強化 ・ 窓製品の断熱性能を消費者に分かりやすく伝えることが可能な性能表示制度のあり方の検討 ・ 給湯機器等の省エネ性能の向上 ・ 建材・設備の性能向上と標準化、コスト低減	経済産業省
(8) (8) 省エネ性能表示の取組 ・ 住宅の販売又は賃貸をしようとする際の広告等における省エネ性能に関する表示制度の導入及び新築に関するから義務化を含めた検討且指すこと ・ 関係主体の負担や情報を利用する者のアクセス性に配慮した建築物の省エネ性能表示方法の検討 ・ 既存の住宅・建築物の改修前後の合理的・効率的な表示・情報提供方法の検討	国土交通省
(9) -(9) 既存ストック対策としての省エネ改修のあり方・進め方 ・ 国や地方自治体等が管理する建築物・住宅の計画的な省エネ改修の取組の推進 ・ 地球温暖化対策法に基づく実行計画等を活用した国や地方自治体における計画的な省エネ改修の取組の推進 ・ 住宅・建築物の省エネ改修に対する支援措置の継続・充実	関係省庁 環境省を中心に関係省庁 国土交通省中心に3省
・ 省エネ性能に優れリフォームに適用しやすい建材・工法等の開発・普及	経済産業省、国土交通省
・ 既存の住宅・建築物に係る改修前後の合理的・効率的な省エネ性能の把握方法や評価技術の開発の促進	国土交通省
・ 耐震性がなく、省エネ性能も著しく低いストックに関する耐震改修と合わせた省エネ改修の促進及び省エネ性能の確保された住宅への建替えの誘導	国土交通省
・ 耐震性のある住宅ストックに関する効率的かつ効果的な省エネ改修の促進	国土交通省中心に3省
・ 地方自治体の取組と連携した効率的かつ効果的な省エネ改修の促進	国土交通省、環境省
・ 消費者が安心して省エネ改修を相談・依頼できる仕組みの充実	国土交通省
II. エネルギー転換部門 (再エネ・未利用エネルギーの利用拡大に向けた住宅・建築物分野における取組) (1) 太陽光発電の活用	

<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方自治体をはじめとする公的機関が建築主となる住宅・建築物に関する新築における太陽光発電設備の設置の標準化及び既存ストックや公有地等における可能な限りの太陽光発電設備の設置の推進と、導入ポтенシャルの把握、太陽光発電設備の設置に係る課題の洗い出し・検討 ・関係省庁、関係業界が連携し、各主体が設置の適否を検討・判断できるよう適切な情報発信・周知の実施 ・<u>ZEH・ZEB、LCCM住宅等に対する支援を継続・充実</u> ・<u>太陽光発電を取り巻く周辺環境・条件の将来見通しに関するわかりやすい情報提供・ZEH等の住宅への補助制度に加えた融資や税制における支援</u> ・<u>低炭素建築物の認定基準について、省エネ性能の引上げとあわせ太陽光発電設備のライフサイクルに係る一般的なコストやその水準、等再生可能エネルギー導入に向けた支援制度等に関する適切な情報提供設備を設置したZEH・ZEBの要件化</u> ・PPAモデルに関する先進事例の創出、事例の横展開及びわかりやすい情報提供 ・太陽光発電設備の後乗せ載せやメンテナンス・交換に対する新築時からの備えのあり方の検討及び検討結果の周知普及 ・<u>脱炭素先行地域におけるへの移行を先行的に進める脱炭素先行地域づくり等への支援を行い、都市が再生可能エネルギーの生産地となるような取組を含めたモデル地域の実現</u> ・地域・立地条件の差異等を勘案しつつ、制度的な対応の在り方も含めた必要な対応の検討 ・太陽光発電設備に係る技術開発の促進、新技術の活用に必要な規格等の整備、太陽光発電設備及び蓄電池の一層の低コスト化の推進 ・住宅・建築物への太陽光発電の更なる設置拡大に向けた土壤作りの推進 	関係省庁
(2) その他の再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用や面的な取組	
<ul style="list-style-type: none"> ・給湯負荷の低減が期待される太陽熱利用設備等の利用拡大の検討 ・住宅における薪ストーブやペレットストーブによるバイオマスの活用に向けた、暖房能力を評価するための規格化の推進 ・複数棟の住宅・建築物による電気・熱エネルギーの面的な利用・融通等の取組の促進の検討 	
<u>[III. 吸収源対策]</u>	
(<u>炭素貯蔵効果の高い木材の利用拡大に向けた住宅・建築物における取組</u>)	
<ul style="list-style-type: none"> ・木造建築物等に関する建築基準の更なる合理化の推進 ・国や地方自治体が建築する公共建築物における率先した木造化・木質化 ・非住宅建築物や中高層住宅における木造化への支援の実施 	

<ul style="list-style-type: none"> 地域において中小工務店等が連携して取り組む長期優良住宅における省エネ性能の高い木造住宅等の整備へのに対する支援の継続及び地域における木材の安定確保の実現に向けた体制整備への推進のための地方公共団体と連携した支援の実施 LCCM住宅・建築物の普及拡大に向けた取組の推進 	関係省庁
--	------

(注) 3省:経済産業省、国土交通省、環境省